

業務委託の総合評価競争入札方式における 継続学習（CPD）の取扱いについて（お知らせ）

令和5年3月
山口県

このことについて、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、継続学習（CPD）に係る講習会の一部が例年どおりに開催されていない状況を鑑み、令和5年度については、総合評価方式における評価基準を下記のとおり取り扱うこととしますのでお知らせします。

1 取扱いの概要

「継続学習（CPD）の取組状況」に係る評価基準について、以下のとおりとします。[適用対象：全ての型式（簡易型、標準型）]

○評価対象期間の拡大（任意の日以前の継続学習の取組状況を評価）

（通 常）令和5年4月1日から指名通知日までの間の任意の日以前
→（令和5年度）令和4年4月1日から指名通知日までの間の任意の日以前

○取得単位数の緩和

（通 常）各認証団体推奨単位数以上
→（令和5年度）各認証団体推奨単位の1/2以上

2 適用

- ・令和5年度中に指名通知する総合評価競争入札方式による業務委託に適用